

(新聞発表案)

全国視學官の再教育

文部省は十月中旬新潟縣に於ける會合を手初めに來年三月初旬までの間に全国の視學官、市視學の全部凡そ一千名を行政地區別に招集して一週間の再教育を斷行することになつた。これは文部省始つて以來の大規模なものであり、多忙な視學官全員を集めるといふことは教育事務上にならぬ支障を來たすであらうとも考へられるが敢て實施せねばならぬ程緊要な事業である。

新教育は單なる掛聲や通牒ではどうにもならぬ。現場の教師が教育の新たな使命に自覺し情熱を以て起ち上るまではどうにもならぬ。こゝに教師の再教育を急がねばならぬ理由がある。文部省はすでにこの事に着手して居り、來年度は更に大計畫を立てる豫定である。ところで教師を起ち上らせるために今一つ重要なポイントがある。それは視學官の在り方を變へることである。

從來ともすれば官僚的專制的であるといふ非難もあつた視學官に靜かな反省的な一週間の興へ、今の民主的敎育時代に於て視學官は如何にあらべきか、また所謂新敎育の精神と方法は如何、學校生活の新形態、學校經營の評價基準は如何等の問題を検討し協議させて自らの納得の上で自らの在り方を變へるやうにさせようといふのである。文部省の係官や新進の學者の講演や指定の學校視察も行ふが、本計畫の重點は相互の研究協議會に置くものである。そして第一線教師の激勵者、援助者相談役といふ役割を擔つて歸任する視學官に依つて新敎育の力づよい前進が期待せられるのである。

5-3
83

文部省 9

2/10

新潟會場 視學官講習會實施要領

二、日程

日程	午前	午後	摘要
第一日	開會・講義	協議	分科協議會
第二日	講義	協議	
第三日	講義	協議	
第四日	學校視察	(全上協議)	(都市の學校)
第五日	學校視察	(全上協議)	(村の學校)
第六日	協議	協議	合同協議會
第七日	協議	閉會見發會表	合同協議會

其の他の行事として

- 1. 映寫會 (アメリカ教育映畫)
- 2. マ・司令部教育部員にたづねる會

三、講義豫定表

第一日 (十月十五日)

開會の挨拶
 新教育の原理と方法
 質疑

學校教育局長 時 間
 (學校教育局)
 村上視學官
 九三〇—一二三〇
 一、三〇—二二〇〇

第二日 (十月十六日)

教育行政の刷新、再教育、教育研究協議會
 教科書について
 質疑

(學校教育局)
 玖村師範課長 九〇〇—一〇〇〇
 (教科書局)
 青木調査課長 一〇〇〇—一〇〇〇
 一、一〇〇—二二〇〇

第三日 (十月十七日)

教育の科學的研究法
 社會教育について
 質疑

(東京帝國大學)
 海後助教 九〇〇—一〇三〇
 (社會教育局)
 小和田視學官 一〇三〇—一二三〇
 一二三〇—二二〇〇

三、學校視察要領

イ 視察方法

五班に分かれて視察し、或は資料による調査をなし、その結果を協議する。

ロ 視察日程

時 間

1 視察する學校を擔當してゐる視學官挨拶

九〇〇—九二〇

2 學校長の説明

九二〇—九五〇

3 公開授業參觀

一〇〇〇—一一〇〇

晝食、休憩

4 協議、懇談

一三〇〇—一四五〇

(1) 學校長、教職員と懇談

(2) 町村當事者、父兄會、學務委員會代表と懇談

(3) 會員相互研究

5 所見發表

一五〇〇—一六〇〇

各班一人宛

文部省派遣官總評

6 學校長挨拶

一六〇〇

四、協議實施要領

1. 協講の部を分科協議會と合同協議會とに分ける。

2. 分科協議會の司會者は互選によつて講習員の中から選任する。

合同協議會の司會者は文部省派遣の講師がこれに當る。

3. 各都道府縣よりの講習員をそれぞれ五班に分けて五個の分科協議會を編成する。

4. 各分科協議會に於て、各三つの題目（別表）を協議し、到達した結論を代表者が合同協議會に於て發表する。

5. 初めの三日間で分科會の協議を終了し、合同協議會に於ける發表の準備をする（協議要綱のプリント等各會擔當）

6. 合同協議會は、午前中分科會の結論を發表し、午後更に協議を重ねて會としての結論に達する。

7. 各分科會擔當以外の問題は最終日の午前等に協議する。

協 議 題 目	分 科 區 分				
1 民主教育に於ける視學官の在り方					1
2 現職教員の再教育					2
3 學校經營の民主化					3
4 學校生活の新形態					4
5 教授方法の検討					5
6 生活環境と教材の採り方					
7 時間割編成上の諸問題					
8 學校成績判定の標準の問題					
9 學校經營上の經濟問題					
10 社會教育上の諸問題					

備 考

各都道府縣の講習員は分科區分に従つて五班に別れ班別協議會をつくる。